

令和7年6月2日
SWIM 管理者
航空交通管制サービス高度センター
情報高度化推進課長

SWIM コミュニティ設置・運営要領

「SWIM の運用に関する基本方針」（令和6年12月10日 SWIM 運営協議会）の「Ⅲ.2 SWIM コミュニティの設置」の規定及び「SWIM 運用規程」（令和6年12月26日付、航空局交通管制部長）の「6 SWIM コミュニティ」の規定に基づき、SWIM の継続的な改善に向けた SWIM ステークホルダー等によるサービス改善に係る自由な意見交換の場として、以下のとおり、SWIM コミュニティを設置及び運営するものとする。

1. 目的

SWIM コミュニティは、SWIM コミュニティ参加者が協調・協働して、SWIM への理解を深めるとともに、SWIM の発展を促すことより、SWIM の継続的な改善を図り、もって SWIM ステークホルダーの価値実現に寄与することを目的とする。

2. SWIM コミュニティの名称

SWIM コミュニティの名称は、「SWIMEE（スイミー／SWIM Education and Enhancement team）」（第1回 SWIM 運営協議会合意事項（令和6年12月10日））とする。

3. SWIM コミュニティ参加対象者

SWIM コミュニティ参加対象者は以下のとおりとする。

- (1) SWIM 管理者
- (2) レジストリ・サービス提供者
- (3) 情報サービス提供者
- (4) 情報サービス利用者
- (5) SWIM による情報サービスの提供又は利用を検討する者等の SWIM に関心がある者
- (6) その他 SWIM 管理者が参加を認める者

4. SWIM コミュニティの活動内容

SWIM コミュニティは以下の活動を行う。

- (1) SWIM コミュニティ参加者相互間の情報交換及び交流に関すること。
- (2) SWIM に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) SWIM の啓発及び発展に関すること。
- (4) その他 SWIM コミュニティの目的に資すること。

5. SWIM コミュニティ運営事務局

SWIM コミュニティ運営事務局は、航空交通管制サービス高度化センター情報高度化推進課（SWIM 管理者）に置くものとする。

6. SWIM コミュニティの開催等

SWIM コミュニティは、定期的に会合形式（オンラインによる会合を含む）により開催するものとする。
なお、開催時期、開催場所等については、SWIM 管理者が決定するものとする。

7. SWIM コミュニティ参加者の行動指針

SWIM コミュニティ参加者は、以下の項目を遵守しなければならない。

- （1）他の SWIM コミュニティ参加者へ敬意をもって接すること。
- （2）他の SWIM コミュニティ参加者の多様性を受け入れること。
- （3）その他、SWIM コミュニティ参加者全員が安心して、交流・参加できる場作りに努めること。

8. SWIM コミュニティにおける禁止事項

SWIM コミュニティ参加者は、以下の項目に該当する又は該当するおそれのある行為、発言、記載等を行ってはならない。

なお、SWIM 管理者は、以下の項目に該当する又は該当するおそれがある行為、発言、記載等を行った SWIM コミュニティ参加者を SWIM コミュニティへの参加を禁止することができるものとする。

- （1）SWIM と関係のない意見、要望、質問を行うこと
- （2）法令等に違反する内容、又は違反やこれを助長するおそれがあること
- （3）他の SWIM コミュニティ参加者、特定の個人・団体等を誹謗中傷すること
- （4）政治、宗教活動を目的とすること
- （5）著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害すること
- （6）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とすること
- （7）人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの・公の秩序又は善良の風俗に反すること
- （8）虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させること
- （9）本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害すること
- （10）他のコミュニティ参加者、第三者等になりすますこと
- （11）わいせつな表現などを含む不適切なこと
- （12）SWIM コミュニティの円滑な進行を妨げること
- （13）SWIM 管理者の許可なく、SWIM コミュニティにおいて撮影、録音、録画を行うこと
- （14）SWIM 管理者の許可なく、SWIM コミュニティの資料、内容等を公開、掲示、配布すること。
- （15）その他、SWIM コミュニティ運営事務局が不適切と判断した発言、記載等（リンク等を含む）

9. SWIM 運営協議会及び SWIM 運営作業部会への報告

SWIM コミュニティ運営事務局は、SWIM コミュニティにおける意見、要望等の収集等を行い、その結果を SWIM 運営協議会及び SWIM 運営作業部会へ報告する。

10. 免責事項

SWIM 管理者及び SWIM コミュニティ運営事務局は、SWIM コミュニティの参加によって生じるいかなる損害やトラブルに対しても一切責任を負わない。SWIM コミュニティ参加者間の紛争等において、SWIM コミュニティ参加者自身が責任を持ち、解決するものとする。

11. 雑則

SWIM 管理者は、SWIM コミュニティの運営状況等を踏まえて、本要領を適宜改正することができるものとする。

附則（令和 7 年 6 月 2 日付、福管情第 5 号）

本要領は、令和 7 年 6 月 3 日に適用するものとする。